

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
◎高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
正誤	
◎正誤（平30・10・19付け 条例）	10

## 規 則

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。

令和2年7月10日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県規則第49号

#### 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成30年高知県条例第59号）附則第1項第2号の規定に基づき、同号に掲げる規定の施行の日は、令和2年7月18日とする。

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月10日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県規則第50号

#### 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和50年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（利用の許可の申請）

**第2条** 条例第3条の2第1項の会議室（同項に規定する会議室をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第1条の2に規定する指定

管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、海洋館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。ただし、知事が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の前日までにこれをしなければならない。ただし、指定管理者（海洋館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。次条第1項及び第2項、第2条の3第1項、第3条第1項及び第4項ただし書、第8条の6ただし書、第10条ただし書並びに第11条において同じ。）が特に認めたときは、この限りでない。

第2条の次に次の2条を加える。

（利用の取消しの届出等）

**第2条の2** 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、会議室の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第3条の2第1項の利用の許可を受けた事項の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。

3 知事に対して提出する前項の利用変更許可申請書は、別記第2号様式によるものとする。

（利用許可書の交付等）

**第2条の3** 指定管理者は、第2条第1項若しくは第2項又は前条第2項の規定による申請があつた場合において、利用の許可又は利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書又は利用変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可又は利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書又は利用変更許可書は、それぞれ別記第3号様式又は別記第4号様式によるものとする。

第3条第1項中「飼育魚類及び展示資料（以下「資料等」という）」を「資料等（条例第3条に規定する資料等をいう。以下同じ）に、「第4条」を「第4条本文」に、「条例第1条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「の様式」を削り、「別記第1号様式」を「別記第5号様式」に、「別記第2号様式」を「別記第6号様式」に改め、同項ただし書中「年額」を「入場料が年額による」に、「別記第3号様式」を「別記第7号様式」に、「取り

扱う」を「取り扱う観覧」に、「別記第4号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

4 利用者は、条例第4条本文の規定による利用料金又は条例第6条の2第1項の規定による使用料を、前条第1項の利用許可書又は利用変更許可書の交付を受けた日から7日以内（当該利用を開始する日の7日前から前日までの間に同項の利用許可書又は利用変更許可書の交付を受けた場合にあつては、当該利用を開始する日の前日まで）に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

第5条第1項中「別記第5号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条第2項中「別記第6号様式」を「別記第10号様式」に改める。

第7条第1項中「第6条の2第3項」を「第6条の2第4項」に、「認めるとき」を「認める場合」に、「該当するとき」を「該当する場合」に改め、同条第2項中「第6条の2第3項」を「第6条の2第4項」に、「別記第7号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条第3項中「別記第8号様式」を「別記第12号様式」に改める。

第8条第1項中「第6条の2第3項」を「第6条の2第4項」に、「認めるとき」を「認める場合」に改め、「当該」を削り、「既納」を「、既納」に改め、同条第2項中「第6条の2第3項」を「第6条の2第4項」に、「別記第9号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条の次に次の6条を加える。

（使用料の額）

**第8条の2** 条例第6条の2第3項の規則で定める使用料の額は、知事が別に定める。

（使用料の減免の申請等）

**第8条の3** 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第5条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

(1) 海洋館の設置の目的を達成するための事業に伴い、国、地方公共団体又はその他の公共の団体が会議室を利用するとき。

(2) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校が教育課程に基づく教科学習の一環として会議室を利用するとき。

(3) 県外の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が教育課程に基づく教科学習の一環として会議室を利用するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。

2 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第5条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第14号様式による使用料減額（免除）

<p>承認申請書を提出しなければならない。この場合においては、利用の許可又は利用の変更の許可の申請を口頭によりするときを除き、第2条第2項の利用許可申請書又は第2条の2第3項の利用変更許可申請書とともに当該使用料減額（免除）承認申請書を提出するものとする。</p> <p>3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第15号様式による使用料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>（使用料の還付の請求等）</p> <p><b>第8条の4</b> 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第6条ただし書の規定に基づき使用料を還付する特別の理由があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、還付する使用料の額は、既納又は過納となる使用料の額に相当する額とする。</p> <p>(1) 県又は指定管理者の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 災害その他の不可抗力により会議室を利用することができなくなったとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、使用料を還付することが適当であると知事が認めるとき。</p> <p>2 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第6条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第16号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは別記第17号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。</p> <p>（管理上の立入り）</p> <p><b>第8条の5</b> 利用者は、海洋館の関係職員が会議室及び海洋館の設備等（備品を含む。以下同じ。）の管理その他職務上の必要があつて会議室に立ち入る場合は、これを拒むことができない。</p> <p>（利用終了後等の整理）</p> <p><b>第8条の6</b> 利用者は、会議室の利用が終わったとき又は条例第3条の5第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは会議室の利用を停止させられたときは、直ちに海洋館の設備等を所定の位置に戻し、海洋館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>（遵守事項）</p> <p><b>第8条の7</b> 海洋館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p>	<p>(1) 許可を受けないで火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。</p> <p>(3) 許可を受けないで広告物を掲示し、又は配布しないこと。</p> <p>(4) 海洋館の資料等、施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、海洋館の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。</p> <p>第9条第1号中「損傷する」を「損壊する」に改め、同条第2号中「（以下「利用者」という。）」を削る。</p> <p>第10条及び第11条中「利用者」を「海洋館を利用する者」に改める。</p> <p>第12条第1項中「別記第10号様式」を「別記第18号様式」に改める。</p> <p>第13条の見出しを「（雑則）」に改める。</p> <p>別記第10号様式を別記第18号様式とし、同様式の前に次の7様式を加える。</p>	
---	---	--

**第11号様式**（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名 ㊟  
電話番号

〔法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

高知県立足摺海洋館入場料減額（免除）承認申請書

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第5条の規定に基づき高知県立足摺海洋館の資料等の観覧について入場料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

観覧の目的					
観覧責任者の住所及び氏名	住所	電話番号			
	氏名				
観覧期間	年 月 日（ ） 時 分から		年 月 日（ ） 時 分まで		
観覧人数	（内訳） 人				
減額又は免除を受けようとする理由					
※入場料の額の算定	正規の入場料の額		円		
	減額又は免除をする入場料の額		円		
	決定した入場料の額		円		
※決裁欄	※受付年月日		年 月 日		
	※決定年月日		年 月 日		
	※決定番号		第 号		
	※通知年月日		年 月 日		
	※選付年月日		年 月 日		

注 ※印欄は、記入しないでください。

**第12号様式**（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事

㊟

高知県立足摺海洋館入場料減額（免除）承認通知書

年 月 日付けて申請のありました高知県立足摺海洋館の入場料の減額（免除）については、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第5条の規定に基づき次のとおり承認します。

観覧の目的					
観覧責任者の住所及び氏名	住所	電話番号			
	氏名				
観覧期間	年 月 日（ ） 時 分から		年 月 日（ ） 時 分まで		
観覧人数	（内訳） 人				
正規の入場料の額	円				
減額又は免除をする入場料の額	円				
決定した入場料の額	円				

**第13号様式**（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住所  
氏名  
電話番号  
〔法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

高知県立足摺海洋館入場料還付請求書

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第6条ただし書の規定に基づき高知県立足摺海洋館の資料等の観覧について入場料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

観覧の目的				
観覧責任者の住所及び氏名	住所	電話番号		
	氏名			
観覧期間	年 月 日 ( ) 時 分から		年 月 日 ( ) 時 分まで	
入場料の納付年月日	年 月 日			
納付済みの入場料の額	区分	人数	金額	
		人	円	
	合計			
還付を請求する入場料の額	円			
還付を請求する理由				
※入場料の額の算定	正規の入場料の額	円		
	還付率	パーセント		
	決定した入場料の額	円		
	納付済みの入場料の額	円		
※決裁欄	還付する入場料の額	円		
	※受付年月日	年 月 日		
	※決定年月日	年 月 日		
	※決定番号	第 号		
	※通知年月日	年 月 日		
	※還付年月日	年 月 日		

注 ※印欄は、記入しないでください。

**第14号様式**（第8条の3関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
〔法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

高知県立足摺海洋館会議室使用料減額（免除）承認申請書

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第5条の規定に基づき高知県立足摺海洋館の会議室の利用について使用料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的				
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号		
	氏名			
利用期間	年 月 日 ( ) 時 分から		年 月 日 ( ) 時 分まで	
減額又は免除を受けようとする理由				
※使用料の額の算定	正規の使用料の額	円		
	減額又は免除をする使用料の額	円		
	決定した使用料の額	円		
※決裁欄	※受付年月日	年 月 日		
	※決定年月日	年 月 日		
	※決定番号	第 号		
	※通知年月日	年 月 日		
	※還付年月日	年 月 日		

注 ※印欄は、記入しないでください。

**第15号様式**（第8条の3関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



高知県立足摺海洋館会議室使用料減額（免除）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県立足摺海洋館の会議室の使用料の減額（免除）については、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第5条の規定に基づき次のとおり承認します。

利用の目的			
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号	
	氏名		
利用期間	年 月 日 ( )	時 分から	
	年 月 日 ( )	時 分まで	
正規の使用料の額	円		
減額又は免除をする使用料の額	円		
決定した使用料の額	円		
使用料の納付期限	年 月 日		

**第16号様式**（第8条の4関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住所  
氏名  
電話番号



〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名〕

高知県立足摺海洋館会議室使用料還付請求書

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第6条ただし書の規定に基づき高知県立足摺海洋館の会議室の利用について使用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

利用の目的			
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号	
	氏名		
利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
利用期間	年 月 日 ( )	時 分から	
	年 月 日 ( )	時 分まで	
使用料の納付年月日	年 月 日		
納付済みの使用料の額	円		
還付を請求する使用料の額	円		
還付を請求する理由			
※使用料の額の算定	正規の使用料の額	円	
	決定した使用料の額	円	
	納付済みの使用料の額	円	
	還付する使用料の額	円	
※決裁欄	※受付年月日	年 月 日	
	※決定年月日	年 月 日	
	※決定番号	第 号	
	※通知年月日	年 月 日	
	※還付年月日	年 月 日	

注 ※印欄は、記入しないでください。

**第17号様式**（第8条の4関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



高知県立足摺海洋館会議室使用料還付決定通知書

年 月 日付で請求のありました高知県立足摺海洋館の会議室の使用料の還付については、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第6条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
利用期間	年 月 日 ( ) 年 月 日 ( )	時 分から 時 分まで
使用料の納付年月日	年 月 日	
納付済みの使用料の額		円
決定した使用料の額		円
還付する使用料の額		円

別記第7号様式から別記第9号様式までを削り、別記第6号様式を別記第10号様式とし、別記第5号様式を別記第9号様式とし、別記第4号様式を別記第8号様式とし、別記第3号様式を別記第7号様式とし、別記第2号様式を別記第6号様式とする。

別記第1号様式中

「別記

第1号様式（第3条関係）」

を

「第5号様式（第3条関係）」

に改め、同様式を別記第5号様式とし、同様式の前に次の4様式を加える。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
 氏名 ㊟  
 電話番号  
 （法人の場合は、主たる事務所の所  
 在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県立足摺海洋館会議室利用許可申請書

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第3条の2第1項の規定により高知県立足摺海洋館の会議室の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的					
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号			
	氏名				
利用期間	年 月 日 ( )		時 分から		
	年 月 日 ( )		時 分まで		
その他参考事項					
※利用の許可の条件その他					
※決裁欄				※使用料の額	円
				※受付年月日	年 月 日
※利用の変更等		有 ・ 無	※許可年月日	年 月 日	
※決裁欄			※許可番号	第 号	
			※処理区分	通知	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

第2号様式（第2条の2関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
 氏名 ㊟  
 電話番号  
 （法人の場合は、主たる事務所の所  
 在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県立足摺海洋館会議室利用変更許可申請書

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第3条の2第1項の規定により高知県立足摺海洋館の会議室の利用の許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号			
	氏名				
利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日		第 号		
変更の内容	変更前				
	変更後				
変更の理由					
変更前の許可に係る使用料の額	円				
その他参考事項					
※利用の変更の許可の条件その他					
※決裁欄				※変更前の許可に係る使用料の額	円
				※変更後の許可に係る使用料の額	円
※利用の変更等		有 ・ 無	※受付年月日	年 月 日	
※決裁欄			※変更許可年月日	年 月 日	
			※変更許可番号	第 号	
			※処理区分	通知	年 月 日

注 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 既に高知県立足摺海洋館会議室利用許可書の交付を受けているときは、その許可書を添えてください。

## 第 3 号様式 (第 2 条の 3 関係)

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



高知県立足摺海洋館会議室利用許可書

年 月 日付で申請のありました高知県立足摺海洋館の会議室の利用については、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第 3 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり許可します。

利用の目的		
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号
	氏名	
利用期間	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで	
使用料の額	円	
利用の許可の条件その他		
<p>注 1 使用料を納付期限までに納めないときは、会議室の利用の許可を取り消すことがあります。</p> <p>2 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例及び高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。</p> <p>3 利用時間には、その準備及び後片付け等に要する時間を含みます。</p> <p>4 利用に際しては、この高知県立足摺海洋館会議室利用許可書を必ずお持ちください。</p> <p>5 利用に際しては、高知県立足摺海洋館の関係職員の指示に従ってください。</p> <p>6 利用の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。</p>		

## 第 4 号様式 (第 2 条の 3 関係)

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



高知県立足摺海洋館会議室利用変更許可書

年 月 日付で申請のありました高知県立足摺海洋館の会議室の利用の許可を受けた事項の変更については、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第 3 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり許可します。

利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更前の許可に係る使用料の額	円	
変更後の許可に係る使用料の額	円	
利用の変更の許可の条件その他		



**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和2年7月18日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第2条第1項の規定による利用の許可の申請、新規則第2条の2第1項及び第2項の規定による利用の取消しの届出等並びに新規則第2条の3第1項の規定による利用許可書の交付等は、この規則の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平30・10・19	10082	◎条 例	10	左 (4)	入場料（1人 <u>1</u> 年につき）	入場料（1人 <u>1</u> 日につき）
				左 (12)	入場料（1人 <u>1</u> 年につき）	入場料（1人 <u>1</u> 日につき）